

実践情報社会論I

(デジタル時代の著作権とオープン化)

野口 祐子

渡辺 智暁

この講義の狙い

- 現代のデジタル情報通信技術を背景にして、劇的な転換点に差し掛かっているメディア・コンテンツ諸産業や関連する情報産業の現状と問題点をより深く理解し、それにまつわる著作権制度のあり方に批判的な検討を加えることにより、著作権制度やこれらの産業の将来に対する分析の視座を提供
- 著作権法の成り立ちや考え方、国際的なルール形成の力学、デジタル情報通信技術の普及によって生じている問題点などを概観
- 経済学的な視点から著作権制度に分析を加え、伝統的な独占によるアプローチと近年のオープン化のアプローチを検討
- 各界の第一線で活躍する実務家、有識者などを招いて、各分野における課題や今後の方向性について議論し、理解を深める。

シラバス最新版

- 第1週 著作権入門I
- 第2週 著作権入門II
- 第3週 著作権入門III
- 第4週 オープンライセンスの効用(Wikipedia)、標準化・互換性
- 第5週 クリエイティブ・コモンズの基本と活用例
- 第6週 著作権制度と経済分析（慶應 田中辰夫氏）*
- 第7週 オープンソースソフトウェアと集合知（Mozilla 瀧田佐登子氏）*
- 第8週 動画ビジネスとオープンライセンス（ニワンゴ 木野瀬友人氏）*
- 第9週 音楽業界の変化と展望（宇佐美友章氏、原雅明氏）*
- 第10週 ジャーナリズムの行方（浜村寿紀氏）*
- 第11週 出版業界の行方（調整中）*
- 第12週 科学分野におけるオープンコンテンツ（大久保公策氏、中尾光輝氏）*
- 第13週 Webとオープン性と集合知（大向一輝氏）*
- 第14週 まとめ

講師紹介

渡辺智暁(わたなべともあき)

- 国際大学GLOCOM(グローバル・コミュニケーション・センター) 主任研究員・講師
※インターネットの社会的側面、ITと社会を扱う研究所
- 専門は情報通信政策(特に米国の政策)、情報社会論
- ウィキペディア日本語版で管理者ボランティアの経験
- 最近の興味は、メディア産業の再編、NTT再編、オープンガバメントなど
- NPO法人 クリエイティブ・コモンズ・ジャパン理事

講師紹介

野口祐子(のぐちゆうこ)

- 森・濱田松本法律事務所 パートナー
 - 知的財産権(著作権・特許権・商標権・IT関連法・国際紛争解決などが専門)国立情報学研究所 客員准教授
- 2001年から2005年まで米国で著作権法制度・著作権政策等を研究
- 最近の興味は、フェア・ユース導入論、科学情報の共有と独占のバランスとイノベーション
- NPO法人 クリエイティブ・コモンズ・ジャパン 乗務理事

採点方法

- 毎回の授業の感想（短くても可。内容は何でもOKです。その後の授業にフィードバックするため。）
- 最後の授業までにグループワークで
 - グループ発表 または レポート
 - テーマは3回目終了ところに発表
 - 発表希望者には、グループ分けは暫定的にこちらで行って発表します。メンバー交代は自由。必ず報告してください。
 - 次回までに各自、講師宛にメールのこと

Any Question?

ここから、著作権の話

これから3回の著作権講義

- シラバスではこんな感じでご紹介してました。
- 第1週 著作権入門I 制度の目的と設計、権利の種類、対象、創作性
- 第2週 著作権入門II 権利の制限(日米比較)、ライセンス、権利の集中管理
- 第3週 著作権入門III 情報通信技術の変化と著作権の軋轢、近年の著作権改正論議

...しかし、無機質に講義し
ても面白くないので、

実際にはこんな感じで進めます。

- 著作権の（日本における）現状
 - 仕組みの理解
 - 問題点の理解
- なぜ、現状を招いたのか？
 - 歴史の理解
 - 現在の膨張する著作権の勢力図の理解
- 解決策はあるのか？
 - ライセンス、集中管理、
 - 法律改正 など

著作権の基本的な仕組み

保護される対象は？

- 「著作物」とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」(著作権法2条1項1号)
- 事実・アイデアは保護しない
 - 真実は皆の共有財産だから
 - もしも独占されると社会が混乱する
 - たとえば、「吾輩は猫である」は著作物か？

保護されない実例

- ヤギ・ボールド事件（東京高裁昭和58年4月26日無体集15巻1号340頁）
- “ヤギ・ボールド”等のデザイン書体が書体見本集に無断掲載された

**A A A B B C C D E F G G H I J K L M
N N O P Q R S
T U V V W W X X Y Y Z Z & &
-,:;?|()*_ . " " " " / % /
<<>>° + &i ` ` ` ` ° AEÇOEØ
\$ 1234567890°C**

図1 アルファベットの書体（無体集11巻1号130頁）

- デザイン書体は、一般に、専ら美の表現のみを目的とする純粋美術の作品とはいえず、また、通常美術鑑賞の対象とされるものでもない。すなわち、文字は、元来、情報伝達のための実用的記号(の一種)であるところ、デザイン書体は、かかる事実を前提に情報伝達という実用的機能をにない、かつ、当該機能を果たすために使用される記号としての文字に、美的形象を付与すべくデザインしたものであつて、そのこと自体から、実用に供されることを目的とするものといふことができる。
- したがって著作物性を有しない

論文のアイデア

- 数学論文野川グループ事件控訴審(大阪高判平成6年2月25日判時1500号180頁)
- X(原告)とY(被告)は、脳波の実験的及び理論的解析に関し共同研究。その後Yが、昭和55年、同58年に単独名義等で第一論文、第二論文を学術雑誌に発表
- Xは、前記研究論文や学会発表論文の著作権をYとの間で共有している、との前提に立って、第一論文、第二論文はXのこれらの権利を侵害すると主張

- 数学に関する著作物の著作権者は、そこで提示した命題の解明過程及びこれを説明するために使用した方程式については、著作権法上の保護を受けることができない…。一般に、科学についての出版の目的は、それに含まれる実用的知見を一般に伝達し、他の学者等をして、これを更に展開する機会を与えるところにあるが、この展開が著作権侵害となるとすれば、右の目的は達せられないことになり、科学に属する学問分野である数学に関しても、その著作物に表現された、方程式の展開を含む命題の解明過程などを前提にして、更にそれを発展させることができないことになる。このような解明過程は、その著作物の思想(アイデア)そのもの(であり)著作権法上の著作物に該当しない…。

論文のアイデア（2）

- 発光ダイオード論文事件（大阪地判昭和54年9月25日判タ397号152頁）
- 自然科学上の法則やその発見及び右法則を利用した技術的思想の創作である発明等は、万人にとって共通した真理であって、何人に対してもその自由な利用が許さるべきであるから、著作権法に定める著作者人格権、著作財産権の保護の対象にはなり得ない。

ありふれた表現

- ラストメッセージin最終号事件（東京地判平成7年12月18日判時1567号126頁）
- Y(被告)は、X(原告)らが発行していた各種雑誌の最終号の表紙や、休廃刊に際し編集部等から読者宛に書かれた文章等(本件記事)を複製し、これらを休廃刊の年毎にまとめ、写真製版の方法により印刷した『ラストメッセージ in 最終号』との書籍を発行した。
- これに対し、Xらは、同書籍において文章(本件記事)を複製した行為はXらの著作権を侵害するものであるとして、同書籍の差止め及び損害賠償を求めた。

- ある著作が著作物と認められるためには、それが思想又は感情を創作的に表現したものであることが必要であり(著作権法二条一項一号)、誰が著作しても同様の表現となるようなありふれた表現のものは、創作性を欠き著作物とは認められない。

- 当該雑誌は今号限りで休刊又は廃刊となる旨の告知、読者等に対する感謝の念あるいはお詫びの表明、休刊又は廃刊となるのは残念である旨の感情の表明が本件記事の内容となることは常識上当然であり、また、当該雑誌のこれまでの編集方針の骨子、休廃刊後の再発行や新雑誌発行等の予定の説明をすること、同社の関連雑誌を引き続き愛読してほしい旨要望することも営業上当然のことであるから、これら五つの内容をありふれた表現で記述しているにすぎないものは、創作性を欠くものとして著作物であると認めることはできない。

著作物性の否定されたもの (ありふれたもの)

【著作物性が否定された実例・1】

- (雑誌名)は今号で休刊といたします。ご協力いただきました〇〇学会はじめ執筆者の方々、ご愛読いただきました読者の皆様に厚く御礼申し上げます。

【著作物性が否定された実例・2】

「(雑誌名)休刊のお知らせ」

- 小誌は、昭和〇〇年に野菜と健康の情報誌「(雑誌名)」として創刊し、その理念に多くのかたがたより深いご賛意と共感をたまわり、厚いご支援の中で現在に至りました。
- しかしながら、このたび突然ではございますが、諸般の事情により本号(四月号)をもちまして休刊の止むなきに至りました。
- 創刊以来五年の永きにわたりご愛読いただきました読者の皆様、またお力添えをいただきました諸先生に、ここにあらためまして心より御礼申し上げますとともに、不本意ながら休刊の運びとなりましたことを、深くお詫びいたします。
- いずれ、再スタートの機をかたく心に誓う所存でございますので、なにとぞ事情をご賢察のうえ、ご理解たまわりますようお願い申し上げます。

短い表現

- 読売新聞記事見出し事件（知財高判平成17年10月6日未登載）
- 本件は、X(原告)が運営するインターネットのウェブサイトに掲載されたニュース記事の見出し(「YOL見出し」)の著作物性が争われた事案である。

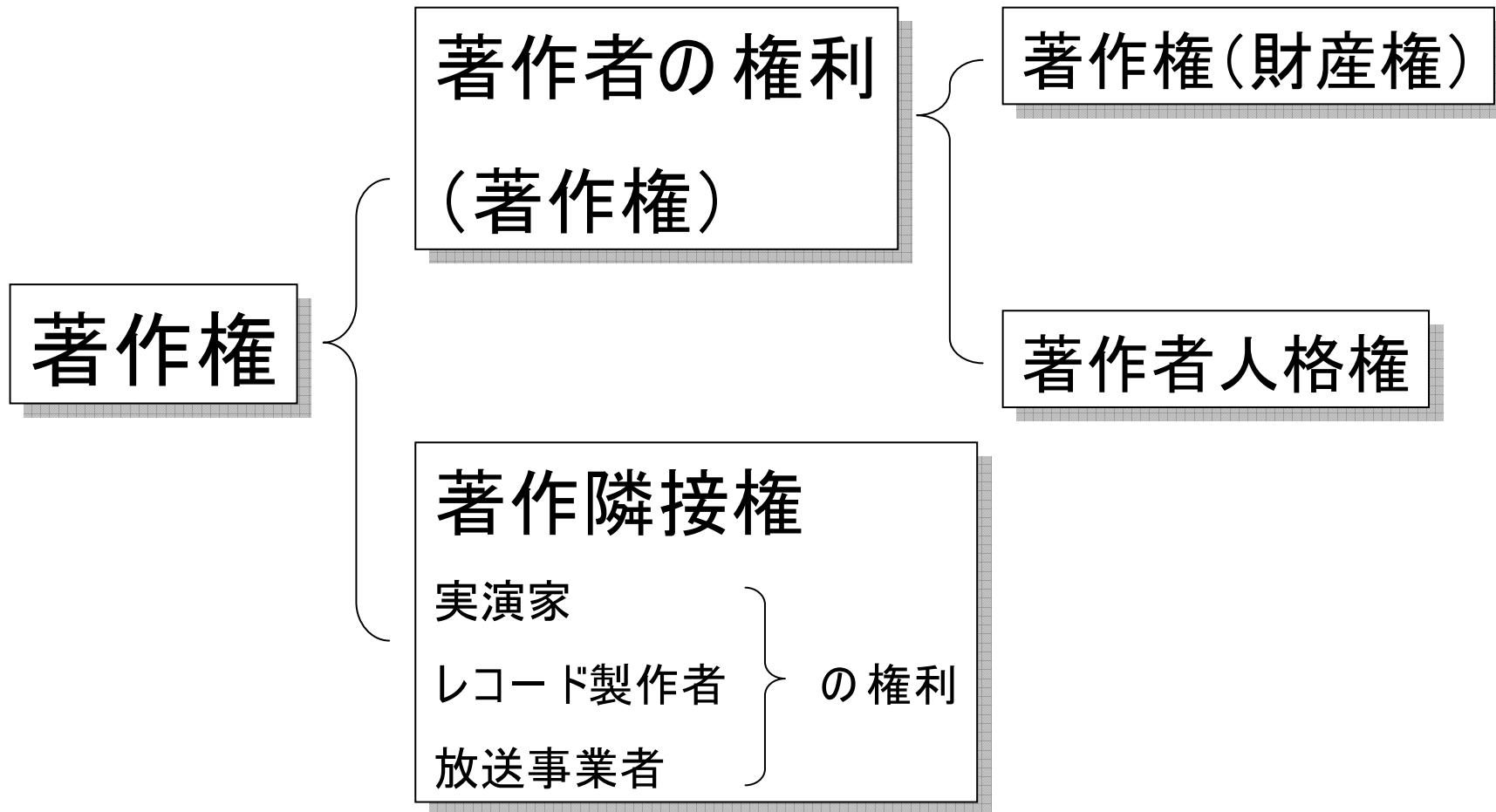
- 「創作的に表現したもの」というためには、筆者の何らかの個性が発揮されていれば足りるのであって、厳密な意味で、独創性が発揮されたものであることまでは必要ない。他方、言語から構成される作品において、ごく短いものであったり、表現形式に制約があるため、他の表現が想定できない場合や、表現が平凡かつありふれたものである場合には、筆者の個性が現れていないものとして、創作的な表現であると解することはできない。

- YOL見出しは、YOL記事中の言葉をそのまま用いたり、これを短縮した表現やごく短い修飾語を付加したものにすぎないことが認められ、これらの事実を照らすならば、YOL見出しは、YOL記事で記載された事実を抜きだして記述したものと解すべきであり、著作権法10条2項所定の「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道」(著作権法10条2項)に該当するものと認められる。

【著作物性が否定された見出しの例】

- いじめ苦？都内のマンションで中3男子が飛び降り自殺
- 「喫煙死」1時間に560人
- マナー知らず 大学教授、マナー本海賊版作り販売
- ホームレスがアベックと口論？銃撃で重傷
- 男女3人でトンネルに「弱そうな」男性拉致
- スポーツ飲料、トラックごと盗む・・・被害1億円7人逮捕
- E・Fさん、赤倉温泉でアツアツの足湯体験

「著作権」の構造



日本著作権法の権利

- 著作権(財産権)
 - 複製権(サーバー、HD、キャッシュ。自分で書き直した場合も含まれる)
 - 公衆送信(1対多、送信可能かを含む)
 - 翻案(改変、リミックス、自分)
 - 二次的著作物の利用に関する原作者の権利
 - 頒布権(映画)
 - 譲渡権(映画以外)、貸与権
 - その他、上映権、上演権、演奏権、口述権、展示権
- 著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)

例えば、CD音源に含まれる権利は

- 作詞家の権利
- 作曲家の権利
- 実演家(アーティスト)の権利
- レコード会社の権利
- 放送されると、放送局の権利

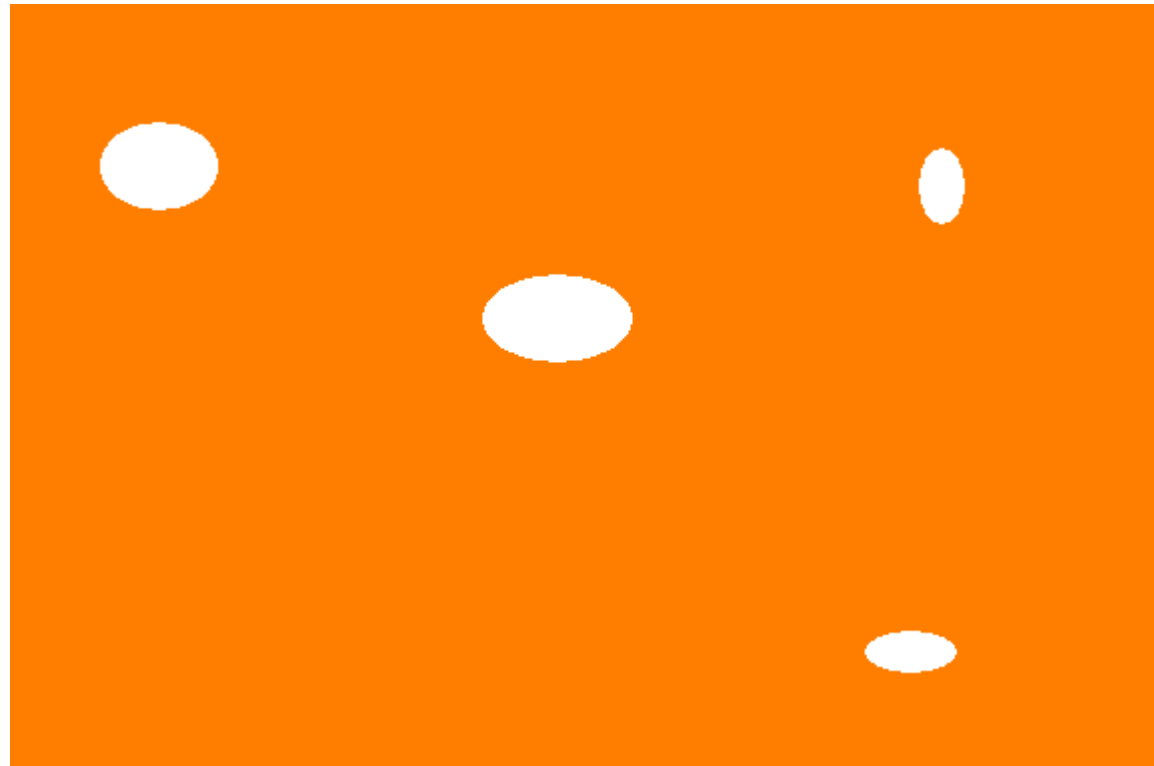
例えば、映画に含まれる著作物は

- 原作(漫画・小説)
- 脚本
- 映像(監督・衣装・CG)
→映画製作者(スポンサー)に一元帰属可能(
- 音楽
 - 既存曲の場合には別途保護
 - オリジナル曲の場合には映画の著作物に吸収される場合も

例外規定

- 個別の例外規定を要件ごとに規定されている
- 有名なものとしては
 - 私的複製(30条)
 - 引用(32条)
 - 教室での利用(35条)
 - 非営利での上演等(38条)

原則禁止の中で小さな例外の窓



30条 私的複製

- 著作権の目的となっている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、**個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内**において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。
 - 自分のパソコンにCDをコピーはOK
 - 友達にCD-ROMを焼いてあげたら？？？
 - パソコンのハードディスクの代わりに、レンタルサーバにおいたら？？？

ただし、以下の場合はだめ

- 公衆の用に供されている複製機器を用いて行う場合(ダビング・サービス等)
- DRMを回避して行う場合
- 著作権を侵害する自動公衆送信(国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知らずに行う場合

引用(32条)

- 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

しかし、実際には ...

- (1) 引用する著作物が「公表」されていること
- (2) 引用が公正な慣行に合致すること
- ①引用する必要性が認められること(ただし、必要性が引用の要件となるべきかについては、判例・学説は分かれています。)
- ②出所明示を履行していること
- ③引用する著作物の同一性保持権を遵守していること(すなわち、著作者の「意に反する改変」を行っていないこと)
- ④その他、当該著作物が属する業界・学術分野における引用の慣行に従っていること
-

- (3) 引用がその目的上正当な範囲内で行われたこと
- ①明瞭区別性：引用著作物と被引用著作物が明瞭に区別できること
- ②主従関係：引用著作物が主、被引用著作物が従の関係にあること
- したがって、ネットでよく見る「引用」は、この要件を満たさないものが多数

例外規定の問題点

- 新しい利用に伴ない、常にアップデートが必要になっていること
- 立法に時間がかかる
- 一定の限られた声しか反映されない
- 限定的な条件の例外規定が増加して、パッチワーク状態になってきている。しかも、難解で素人には読めない。

平成21年改正著作権法の例外規定

- （送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等）
第四十七条の六 公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この条において同じ。）を検索し、及びその結果を提供することを業として行う者（当該事業の一部を行う者を含み、送信可能化された情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従って行う者に限る。）は、当該検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度において、送信可能化された著作物（当該著作物に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあつては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る。）について、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行い、及び公衆からの求めに応じ、当該求めに関する送信可能化された情報に係る送信元識別符号の提供と併せて、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物（当該著作物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。以下この条において「検索結果提供用記録」という。）のうち当該送信元識別符号に係るものを用いて自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するものであること（国外で行われた送信可能化にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知つたときは、その後は、当該検索結果提供用記録を用いた自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行つてはならない。

問題点

- 単語が難解で読めない
 - 送信元識別符号？ →URLのこと
- 「例外の例外」がいっぱいある